



市営住宅入居者を募集 入居者は抽選で決定



申込先 都市計画課、各総合支所地域振興課 **申込受付期間** 7月10日(水)～23日(火)

抽選会 7月30日(火) **入居時期** 入居許可日から10日以内

市営住宅

対象住宅	建築年度	間取り	募集戸数	部屋の所在	家賃
中臣住宅 2階建(揖保町中臣)	平成18年	2DK	1戸	2階	20,300円～54,000円
大源寺第3住宅 3階建(神岡町大住寺)	平成13年	2DK	1戸	1階	23,100円～56,000円
		3DK	1戸		27,000円～62,500円
上笹住宅 2階建(新宮町上笹)	平成17年	3LDK	2戸	1・2階 (メゾネット)	22,000円～58,400円
黒崎住宅 2階建(御津町黒崎)	平成14年	3DK	1戸	1・2階 (メゾネット)	24,000円～63,600円
栄町住宅 3階建(御津町中島)	平成18年	2DK	1戸	3階	22,200円～58,800円
		2LDK	1戸		23,500円～60,000円

申込資格

- 同居する親族のある方(ただし、60歳以上の方または身体等に障害のある方は単身可)
※夫婦の別居、友人等の寄せ世帯、扶養義務のない祖父母、親、兄弟、姉妹など同居するなど不自然な世帯変更をした世帯は申し込みできません。
- 入居しようとする世帯員の所得額の合計から、申込者以外の同居者数に38万円をかけた額を引き、12で割った金額が158,000円(高齢・障害者世帯等は214,000円、中学校卒業までの子どもがいる世帯および合計年齢が80歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦世帯は259,000円)以下であること。
※その他障害者控除等があります。詳しくはお問い合わせください。

- 自ら居住する住宅を必要とし、現在住宅に困っていること(原則公営住宅入居者や持家のある方は申し込みできません)。
- 入居者および同居者が暴力団員でないこと。
- 一定以上収入のある連帯保証人がいること。
- 入居者が市税等を滞納していないこと。
- 入居者および同居者が過去に明渡し請求により市営住宅を退去していないこと。

※ペットの飼育はできません。
※上記抽選住宅以外にも常時募集している住宅がありますので、都市計画課までお問い合わせください。
なお、常時募集住宅は60歳未満の単身者の入居も可能です。

▶都市計画課(☎64・3163)

農業委員会だより

「大切な農地を守ろう！」農地パトロールを実施します

市農業委員会は、遊休農地の発生防止・解消および違反転用の早期発見等を行うため、7月から8月にかけて市内全域で農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します。パトロール期間中は、農業委員会委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員が農地を巡回します。場合によっては農地付近に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地の所有者および農地を借りて耕作している方は、農地を適正に利用する責務がありますので、農地の適正な管理をお願いします。

▶農業委員会事務局(☎64・3185)

SNSで情報発信中!

市では、各種SNSの公式アカウントを作成し、幅広い情報を発信しています。ぜひ、一度ご覧ください。▶広報秘書課(☎64・3211)

友だちになっちゃおう!

たつの市公式
LINE

フォロー募集中!

たつの市公式
Instagram

登録してね!!

たつの市公式
YouTube



市有地(新宮町髷崎地内 6区画)を売却します

下記の市有地を一戸建専用住宅地として、一般競争入札により売却します。購入を希望される方は、契約課にて配布および市ホームページに掲載している「令和6年度普通財産売払案内書」をご確認の上、お申し込みください。
入札に参加するには、事前に入札参加申込が必要です。

市ホームページはこちら



入札参加申込期限 7月25日(木) **開札日時** 8月30日(金) 14時～

入札書の提出期限 8月28日(水) **入札書提出・問い合わせ先** 契約課(☎64・3218)

物件番号	所在地	地目	面積
1	新宮町髷崎字大上金105番3	宅地	305.75m ²
2	新宮町髷崎字大上金105番6	宅地	312.58m ²
3	新宮町髷崎字大上金105番7	宅地	300.80m ²
4	新宮町髷崎字大上金105番8	宅地	301.62m ²
5	新宮町髷崎字大上金105番9	宅地	300.80m ²
6	新宮町髷崎字大上金105番10	宅地	312.68m ²

現状での引渡しとなりますので、物件に瑕疵が発見されても、その瑕疵担保責任は一切負いません。

付近見取図

住宅建築について

地縁者の住宅区域※[市街化調整区域]
※市街化調整区域(越部小学校区)に通算して10年以上居住したことがある方が、世帯分離やUターンなどの理由により、戸建て住宅を建築できる区域です。詳細については、売払案内書をご確認ください。



人権文化の創造をめざして —学ぼう人間の尊厳—

たつの市民民主化推進協議会総会記念講演

本年度、たつの市民民主化推進協議会(以下、民推協)総会後の記念講演は、「インターネットと部落差別」解決のポイント(実社会からの差別の根絶)と題し、ヒューリアみえ事務局長の松村元樹先生に講演をさせていただきました。

講演では、部落差別とは、部落出身というだけで、市民的権利、自由の侵害を受ける構造的な問題であると指摘されました。その一方で、部落や同和という言葉を用いた報道やテレビ、新聞などのメディアでも部落問題を取り上げることが増え、部落差別をすれば社会的批判を受けるという意識が醸成されてきたと話されました。

このような状況の中、インターネット上で隠れて差別を行う人が増える構造ができ、差別が再生産されていると説明されました。特に、ネットの世界は、同じ価値観をもつ人が集まりやすく、客観性を見失いどんどん過激な考えに陥る性質があることや、ユーチューブなどの動画投稿サイトでは、チャンネル登録者や再生回数が増えれば収入が発生するため、事実確認や人の思いを想像しないまま投稿される差別的な動画が存在し、簡単に削除されないことと合わせて非常に問題であると指摘されました。

実社会からの差別を根絶させるために
①何が差別にあたるかをしっかりと認識する。
②無意識のうちに差別を支える側にならないよう、きちんと勉強して自分の知識をアップデートする。
③自分なりに取り込んだ知識を発信するなど能動的に動く。
ことなどが大切であると教えていただきました。
差別をなくす責任は、差別を受けている側にあるのではないことを理解し、一人一人が差別のない社会を築くための行動をしようとして締めくくられました。

▼人権教育推進課(☎64・3182)

